

第36回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成29年6月16日

午前10時00分～午前11時24分

○ 出席委員

上西 透	平岡 清一	阪口 正明	元山 義久
中澤 正則	新木 栄	吉田 滋	齋木 弥
吉田 良文	高橋 正秀	芳賀 正美	塩沢 稔宏

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第125号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第126号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第127号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第128号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議 長 只今より第 36 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、6 番新木委員さん、7 番吉田委員さん、宜しくお願い致します。次日程 2「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい。異議無しという事で本日 1 日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、会務報告を局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは第 35 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず整理番号 1 番、5 月 26 日、第 35 回農業委員会総会がこの委員会室で開催されました。委員 12 名、事務局が出席しております。続きまして 2 番、5 月 28 日から 30 日まで、平成 29 年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会在東京都で行われております。塩沢会長が出席しております。この件に関しましては後程報告第 75 号でご報告させていただきます。続きまして 3 番、6 月 7 日、農地利用調整会議及び現地調査が行われております。仁多交流センターで、芳賀代理、第 1 ブロックの委員さん、それから事務局が出席しております。農地利用調整会議の結果につきましては、後程報告第 76 号で、ご報告させていただきます。4 番、6 月 8 日現地調査、屈斜路で第 3 ブロックの委員さんと事務局が出席して実施されております。以上簡単ではございますが会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 75 号「平成 29 年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会出席報告について」簡単にご報告いたします。

要請集会ということで、平成 29 年 5 月 29 日、東京都星陵会館において行われました。出席者といたしまして、北海道選出国會議員で野党から 5 名、与党から 10 名ということで出席されました。要請につきましては、「平成 30 年度農業政策予算に関する要請書」ということで北海道農業会議より、まず 1 つ目は「国際交渉における基本的な姿勢について」2 つ目として、「農政の確立について」3 つ目といたしまして、「農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進について」4 つ目といたしまして、「耕作放棄地の解消活動と発生防止への支援」5 つ目として、「優良農地の確保と秩序ある土地利用の促進」6 つ目といたしまして、「農業農村整備事業の拡充と予算の確保」7 つ目として、「農業委員会等の農地利用調整機能の強化について」8 つ目として、「担い手の育成と経営支援対策の強化について」9 つ目といたしまして、「鳥獣被害対策について」10 項目といたしまして、「農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について」11 項目といたしまして、「被災農地の早期復旧並びに復旧後の対策について」それぞれ 11 項目についての要請を行いました。その後、午後 1 時より文京シビックホールにおきまして、全国農業委員会会長大会ということで開催されました。まず、来賓挨拶をいただき、農業委員会憲章の唱和、運営委員長の報告、議長の選出、経過並びに情勢報告のあと、議事に入りまして、第 1 号議案として、「農業、農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案」ということで、提案決議を行いました。申し合わせ決議案といたしまして、第 2 号議案、「新、農地を活かし、担い手を応援する全国運動のさらなる推進に関する申し合わせ決議」案、第 3 号議案、「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」案、また実行運動といたしまして、第 4 号議案、「平成 29 年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」案ということで決議されました。最後に参加者皆でガンパロー三唱を行いまして、閉会といたしました。簡単でございますが報告とさせていただきます。

なお詳細につきましては、資料等事務局に置いてございますので、ご参照いただきたいと思えます。以上報告といたします。次日程 6、報告第 76 号「農用地等の利用調整結果について」4 番元山委員さん報告をお願いいたします。

元 山 委 員 4 番元山です。〇〇〇〇さんから申し出のありました農用地利用調整につきまして、6 月 7 日午前 10 時 30 分から、仁多交流センターで利用調整会議を行いました。調整委員は、芳賀委員、中澤委員、私の 3 人と事務局からは、2 名出席しております。当日、出席した取得候補者は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの 2 名が出席いたしました。両者ともに熊谷さんの希望価格とおりでしたが、申請地が従来、〇〇〇〇氏が集積により利用していること、更に隣接に所有地もあり、作業効率の向上も見込まれることから、〇〇〇〇さんを決定者とし調整いたしました。〇〇〇〇さんについても同意を得ているところであります。以上、農用地利用調整結果の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。只今元山委員さんより報告がございましたが、何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議なしということで、報告第 76 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、報告第 77 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは議案書 4 ページをお開き願います。報告第 77 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。平成 29 年 6 月 16 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

番号 1 の説明をいたします。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の〇筆でございます。公簿現況地目とも畑、面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の共有名義となっております。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 29 年 6 月 1 日。契約期間は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日となっております。なおこの合意解約した農地につきましては、後程、総会資料 5 ページの農業振興地域整備計画の変更について、併せて 33 ページの農地法第 5 条の許可申請について、提案しておりますのでよろしくをお願いいたします。以上簡単ではありますが、報告第 77 号の説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局から説明がございました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議なしということで、報告第 77 号を報告済みとさせていただきます。次日程 8、議案第 125 号「農業振興地域整備計画の変更について」、日程 9、議案第 126 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」日程 10、議案第 127 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」一括にて事務局説明、よろしく申し上げます。

それでは議案書5ページをお開き願いたいと思います。議案第125号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた、下記のものについて意見を求める。平成29年6月16日提出。弟子屈町農業委員会会長。

まず整理番号1番の説明をいたします。区分は用途変更、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇、の〇筆でございます。公簿地目は雑種地、現況地目は畑となっております。面積は〇〇〇〇㎡で、事業主体は、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。土地の所有者につきましては、備考欄に記載してありますとおり〇〇〇〇氏でございます。計画内容事業名称につきましては、農産物集積場及び農機具置場として利用するためであり、期間につきましては、用途変更後となっております。事業の必要性につきましては、近年農産物の運搬には大型車輛を使用しており、運搬経費削減及び悪天候の輸送効率低下抑制が重視されており、集積場確保が急務となっております、また農機具も作業効率の向上や修理費削減のため、大型化していることから農機具置場も必要とされているためその対策を目的として本事業を実施するとなっております。土地選定の理由につきましては、大型車輛の出入りが容易である及び作付圃場の近隣であるためとなっております。事業費は総体で〇〇〇〇円費用が掛かることとなっております、全額自己負担で対応することとなっております。なお申請地の登記地目は雑種地であります、現況地目が畑として利用しており、農業振興地域整備計画上においても畑であることから、転用許可を受ける必要があります。ということで議案第127号、農地法第5条の申請においても併せて提案させていただいております。位置図につきましては、7ページから9ページになりますのでご参照ください。

次に整理番号2番の説明をいたします。区分は同じく用途変更、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇筆でございます。公簿現況地目とも畑、面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。事業主体につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容事業名称につきましては、農産物集積場の造成のためであり、期間につきましては、用途変更後としております。事業の必要性につきましては、近年農産物の運搬には大型車輛を使用し、運搬経費削減及び悪天候の輸送効率低下抑制が重視されており、集積場確保が急務となっております、その対策を目的とし本事業を実施する。土地選定の理由につきましても、先ほどと同様になります、大型車輛の出入りが容易であること作付圃場の近隣であるためとなっております。事業費は〇〇〇〇円、全て自己資金で対応することとなっております。本申請につきましては、議案第126号で農地法第4条の申請と併せて提案させていただいております。位置図につきましては、10ページから12ページになりますのでご参照願いたいと思います。

続きまして整理番号3番ですが、本申請は先の報告第77号で合意解約がありました農地でございます。区分は用途変更、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇筆。公簿現況地目とも畑でございます。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。この申請地の所有は〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏共有名義となっております。登記で確認したところ、2分の1ずつとなっております。事業の必要性ですが、現在のスタック置場が狭くなってきており、今般造成整備するものであるとなっております。土地選定の理由であります、大型車輛の出入りが容易であること、所有牧草地の近隣であるためとなっております。事業費につきましては〇〇〇〇円となっております、資金は会社の自己資金で対応するとなっております。位置図につきましては13ページから15ページとなります。ご参照願いたいと思います。

次に整理番号4番併せて5番の説明をしたいと思います。この2件の申請は〇〇〇〇が携帯電話サービスエリア拡大のため鉄塔、携帯基地局を設置するための農振除外申請であります。

整理番号4番につきましてはの所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇筆、公簿現況共畑、面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡、土地所有者は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。

整理番号5番につきましては、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇筆、公簿地目牧場、現況地目は畑、面積〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡となっております。土地所有者は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

事業主体は札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。土地選定の理由については、机上検討及びシュミレーション、現地調査とも行い電波伝搬、通信、電力等周辺状況の検討結果から、今回の当該地が最適な場所と選定されたこととなっております。この2件につきましては、農地法施行規則29条第16号に、認定電気通信事業者が電気通信するための、中継施設との施設を農地に供する、施設を建てる場合の転用の申請につきましては例外ということで、転用許可申請を要さないということになっておりますので、農振除外のみの申請となっております。位置図については、16ページから21ページに記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に整理番号6番及び7番の説明をしたいと思っております。この2件の申請は〇〇〇〇株式会社が、建設から40年経過している送電線の一部の設備整備で、老朽化対策として一部ルート変更を踏まえながら立替を実施し公衆の安全を図ることを目的とした農振除外申請となっております。

整理番号6番につきましては、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇、の〇筆、公簿地目牧場、現況地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡となっております。土地所有者は字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。

整理番号7番につきましては、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇筆、公簿現況地目とも畑となっております。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡となっております。土地所有者は字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。

事業主体は釧路市〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏であります。土地選定理由としましては、今後の営農への影響等を総合的に勘案し、土地所有者と十分協議の上必要最低限の面積で算定したとされております。この2件につきましては転用案件になりますが、農地法施行規則第29条第13号により、電気事業者が送電用、または配電用の施設を建築、施設に供するための転用の場合は転用の許可を受けなくてもよい。要しないとされておりますので、この6番7番につきましても農振除外の申請のみとなっております。位置図につきましては、22ページから30ページをご参照願いたいと思います。

引き続き31ページをお開き願います。議案第126号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条の規定による、農地の転用の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。平成29年6月16日提出。弟子屈町農業委員会会長。

先の議案第125号の農業振興地域整備計画の変更について、整理番号2番について併せて転用許可申請がございました。それぞれ所在、地番等事業主体等につきましては先程と同様でございますので説明は割愛させていただきます。32ページになります。本申請に関わる意見書となっております。本申請を受付けた申請受理年月日は、平成29年6月5日の日に受理をしてございます。申請者は〇〇〇〇氏でございます。権利の種類は4条申請。事業計画転用目的は、農業施設整備農産物集積場のためということとしており、工事計画は、許可日から平成29年12月30日まで完了ということとして、その後永久転用としております。農地区分の判断につきましては、農用地区域として、〇〇〇〇㎡となっております。判断理由としましては、申請地は、この役場から北西方向へ約〇kmに位置する農地で、生産性が高く、10ha以上の規模の一段の農地である。現在農振農用地区域内の農地であるが、農用地区域からの用途変更の手続き中であるということとしております。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地の区分と転用目的、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものでございます。申請地は搬出路に隣接した圃場と近隣に位置することからも、転用はやむを得ないものと思われるとしております。資力及び信用等につきましては、残高証明書等添付書類等を頂きまして、確認をして問題ないとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましても、抵当権者より承諾を得ております。下段になりますが、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としまして、先に提案したとおり、農業振興地域整備計画変更の手続き中であるとしております。この意見書につきましてはこの総会が終わりましたら、北海道農業会議にて意見聴取することとしております。

続きまして、33ページをお開き願いたいと思っております。議案第127号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。平成29年6月16日提

出。弟子屈町農業委員会会長。

先の議案第125号の農業振興地域整備計画の変更の整理番号1番3番については併せて転用申請があります。これにつきましては土地所有者と事業主体が異なることから、第5条申請となっております。それぞれ所在、地番地目等、貸主借主につきましては、先程説明いたしましたとおり同様となっております。いずれも農地区分転用種類につきましては、農用地区域内農地永久転用で、農業用施設整備となっております。

次に34ページをお開き願いたいと思います。申請番号1番に係る意見書となっております。申請受付け年月日は、平成29年6月5日、申請者氏名名称ですが、貸主は〇〇〇〇氏、借主は〇〇〇〇氏となっております。権利の種類は第5条申請となっております。事業計画につきましては、農産物集積場及び農機具置場の造成、工事計画につきましては、許可日から平成29年12月30日までに行いその後永久転用となっております。農地の区分の判断としては、農用地区域として〇〇〇〇㎡となっております。その判断とした理由につきましては、申請地から、弟子屈町役場から北西方向へ約〇kmに位置する農地で、生産性が高く、10ha以上の規模の一段の農地である。現在、農地区域からの用途変更の手続き中であるとしております。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地の区分と転用目的は、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場及び農機具置場の整備するものでございます。申請地は搬出路に隣接した圃場と近隣に位置することからも、転用はやむを得ないものと思われるとしております。資力及び信用等につきましても先ほどと同じく、残高証明書等添付書類等を頂き、問題ないとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、土地所有者の同意を得ております。法令により義務付けられている行政庁との協議につきましても先ほど同様、農業振興地域整備計画変更の手続き中であるとしております。都道府県機構の意見聴取につきましては、北海道農業会議にて意見聴取することとしております。

続きまして35ページになります。申請番号2番ですが申請受付け年月日は同じく、平成29年6月5日に受理をしております。申請者につきましては、貸主、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏、2名からの押印をいただいたの申請となっております。借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇氏となっております。権利の種類は第5条申請、事業計画としましては、転用目的としましてはスタックサイロの造成としております。工事計画は、許可日から平成29年11月30日までの工事とし、その後永久転用としております。農地の区分としての判断につきましては、農用地区域として〇〇〇〇㎡、その判断とした理由につきましては、弟子屈町役場から南方向へ約〇kmに位置する農振農用地区域内の農地でございます。現在農地区域からの用途変更の手続き中でございます。農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、農地の区分と転用目的は、当申請は、当地で酪農業を営んでいる申請者が、経営規模拡大のために農業用施設整備、スタックサイロを行うためである。隣接地が採草地であり効率的な利用が可能であり、当該事業実施のための必要最小限の転用でありやむを得ないと思われるとなっております。資力及び信用等につきましては、会社の予算決算書等いただき、また定款等もいただきまして確認しております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、土地所有者2名からの同意書を得まして確認を取っております。法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としまして、農業振興地域整備計画変更用途変更の手続き中であるとしております。都道府県機構の意見聴取につきましても、北海道農業会議にて意見聴取することとなっております。以上簡単でございますが、議案第125号126号127号についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願います。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第125号整理番号1番、議案第127号申請番号1番について、1番上西委員さんよろしく願います。

上 西 委 員 1 番上西です。農業振興地域整備計画変更についての整理番号 1 番及び農地法第 5 条許可申請についての申請番号 1 番について説明致します。現地調査につきましては、6 月 8 日、平岡委員、芳賀委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。

申請内容については、〇〇〇〇さんが宅地横に農産物集積場及び農機具置き場を造成するためであります。申請地は従来畑地として利用していましたが、ここに集積場を造成することで作業効率向上を見込めることから、本申請について特に問題はないと判断しました。以上現地調査の報告としますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議 長 はい、有難うございました。次議案第 125 号整理番号 2 番、4 番、議案第 126 号申請番号 1 番について、一括して 2 番平岡委員さんよろしくお願ひします。

平 岡 委 員 2 番平岡です。農業振興地域整備計画変更についての整理番号 2 及び農地法第 4 条許可申請についての申請番号 1 についてご報告いたします。現地調査につきましては、6 月 8 日、出席者につきましては、芳賀委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。申請内容については、〇〇〇〇さんが従来の農業用施設用地近隣に農産物集積場を造成するためであります。申請地は、既に農業用施設用地として利用している土地と隣接しており、集積場を造成することで作業効率向上を見込めることから、本申請について特に問題はないと判断しました。よろしくご審議の上、ご決定のほどよろしくお願ひします。

引き続きまして、議案第 125 号整理番号 4 番についてのご報告をいたします。現地調査につきましては、6 月 8 日、出席者につきましては、芳賀委員、上西委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。この申請につきましては、〇〇〇〇の携帯電話通信の安定化に伴う無線基地の造成であり、通信状況の調査の結果、この申請地が最も適しているとのことですので、申請地は農地でも車輛の出入り付近であり、営農する上で支障もなく、〇〇〇〇さんも承諾していることから特に問題ないと判断いたしました。以上現地調査のご報告としますので、ご審議の上、ご決定のほどよろしくお願ひします。

議 長 はい、有難うございました。次議案第 125 号、整理番号 3 番 5 番 6 番 7 番、議案第 127 号、申請番号 2 番について、4 番元山委員さん一括してご報告お願ひします。

元 山 委 員 4 番元山です。議案第 125 号整理番号 3 番農振の用途変更、並びに議案第 127 号申請番号 2 番の 5 条転用につきましてご報告いたします。現地調査を 6 月 7 日に、塩沢会長、吉田滋委員、中澤委員、私と事務局で実施しました。当該地につきましては、報告第 77 号にて、合意解約がありました、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん所有地を〇〇〇〇が耕作しておりました土地であります。本申請につきましては、〇〇〇〇が〇〇〇〇の施設において、28 年度クラスター事業により、牛舎等の施設を建設中で、完成後弟子屈町で飼育等しておりました家畜を〇〇〇〇に移設し、弟子屈町から撤退を予定しております。よって現在、借用しております牛舎、施設等につきましては、今年度いっぱい借用の契約を止めることとなっております。しかしながら、〇〇〇〇周辺には飼料収穫できる土地、賃貸出来る土地がございません。それにおきまして現在、集積を組んでおります弟子屈町〇〇〇〇地区の借地を基盤にして、飼料を収穫する予定にしております。その飼料のスタック置場としての申請となっております。当該地につきましては、水はけも悪く収穫量も少ない土地でもあることから、当該地の申請となっております。以上簡単でございますが、現地委員の説明といたします。

続きまして、整理番号 5 番につきまして、現地調査日等につきましては、先ほどと同じです。割愛させていただきます。本申請についても、整理番号 4 番と同様であります。この申請地において、所有者の〇〇〇〇さんも承諾していることから特に問題ない

と判断いたしました。

続きまして、整理番号6番7番につきまして、調査日、出席者等は先ほどと同じです。本件につきましては、送電線路の老朽化に伴う一部ルート変更による申請でございます。現在、〇〇〇〇さん住宅の頭上を通るルートとなっておりますが、一般生活上に支障があり、以前から北電に対して移設を要望していたようです。本申請につきましては、老朽化、送電線路のルート変更に伴う鉄塔建替であり、所用面積につきましても最小限であると判断いたしました。以上、簡単でございますが、現地調査のご報告といたしますので、ご審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。ここで質疑を受けたいと思います。議案第125号の整理番号2番につきまして、〇〇委員さんが農業委員会法第31条に該当致しますので、ここで退席をお願いします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号2番について、何かご意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、整理番号2番について決定いたします。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号1番3番4番5番6番7番について、何かご意見ございますか。はい、7番吉田委員さん。

吉 田 委 員 はい、7番吉田です。報告第77号で合意解約があったのですが、整理番号3番で、また〇〇〇〇が使うということで、〇〇〇〇さんの権利はどうなるの。これからどういった形で〇〇〇〇さんの権利が守られていくのかが、理解できないんだけど。

事 務 局 はい、〇〇〇〇さんの件につきましては、所有権移転等の関係はございません。今までと同じような形の中で、〇〇〇〇さんの所有地という形です。そのために使用貸借という形で今回やらさせていただきました。

吉 田 委 員 どういった形で使用貸借するか分からないんだけど。金額的なこととかがどこにもないけど。

事 務 局 金額的な部分につきましては、基本的には今集積を組んだもの。一応集積場の部分については、賃貸借料は取らないという形で、解約という形をとらせていただきました。その部分を転用させてもらって、そこについての部分を今回載せさせていただくという形です。ですけれども、今までの賃貸借で行っている部分につきましては、その部分の金額を変えるということではなくて、一応収穫する部分についてはそのままの金額

で、という形で土地だけを使用貸借という形をとらせていただきました。

吉 田 委 員 解約した部分の賃貸契約はここには出てこないの。

事 務 局 出ない形で進めています。

議 長 はい、新木委員。

新 木 委 員 6 番新木です。用途変更したことによって、利用集積の契約がなくて良いってことなの。農地じゃなくなるから。

(複数発言のため聴取不能)

事 務 局 よろしいでしょうか。権利の設定については両者の合意の上で契約を交わしております。それで使用貸借という形で進めておりますのでご理解いただきたいと思います。

議 長 暫時休憩します。

(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。ほかに何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、議案第 125 号について整理番号 1 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番について決定とさせていただきます。次議案第 126 号について、○番○○○○さんが農業委員会法第 31 条に該当致しますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。議案第 126 号について、何かご意見ございませんか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、議案第 126 号を決定させていただきます。○○○○さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。それでは議案第 127 号の申請番号 1 番 2 番について、何かご意見ございますか。

各委員 異議無し。

議長 異議無しということで、議案第 127 号を決定させていただきます。次日程 11、議案第 128 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは 36 ページをお開きください。議案第 128 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 29 年 6 月 16 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回総会に提案されております申請につきましては、所有権移転の申請が 2 件、利用権設定の継続によります申請が 8 件、併せて 10 件の申請でございます。整理番号 1 番 2 番につきましては、所有権移転でございます。

整理番号 1 番につきましては、前回の 5 月総会にて農用地利用調整の報告がございました、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の申出がありました土地の、所有権移転の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡〇筆。現況につきましては畑、譲受人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円、図面につきましては、39 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 2 番、先ほど報告第 76 号にて報告がございました、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆、〇〇〇〇㎡になります。譲受人におきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては 40 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 2 番につきましては、移転時期を本日告示としております。引渡時期を対価の支払日となっております。

続きまして、3 番から 10 番につきましては継続によります申請でございます。

整理番号 3 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円、期間につきましては平成 29 年 7 月 24 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 5 ヶ月間となっております。図面につきましては 41 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 4 番から 6 番につきましては、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地でございます。

整理番号 4 番、字〇〇〇〇〇外〇筆、〇〇〇〇㎡、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円で、期間につきましては平成 29 年 7 月 29 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 5 ヶ月間となっております。

整理番号 5 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆、〇〇〇〇㎡、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円、期間につきましては平成 29 年 7 月 29 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 5 ヶ月間となっております。

整理番号 6 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆、〇〇〇〇㎡、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては、〇〇〇〇円、期間につきましては平成 29 年 7 月 29 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 5 ヶ月間となっております。図面につきましては、整理番号 4

番5番につきましては42ページ、整理番号6番につきましては43ページをご覧ください。

続きましては整理番号7番8番につきましては、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地でございます。

整理番号7番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆、〇〇〇〇㎡、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円、期間につきましては平成29年7月29日から平成38年12月31日までの9年5ヵ月間となっております。

整理番号8番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆、〇〇〇〇㎡、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年7月29日から平成38年12月31日までの9年5ヵ月間となっております。整理番号7番8番の図面につきましては44ページをご覧ください。

続きまして整理番号9番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡〇筆でございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏外〇名、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては普通畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年7月29日から平成38年12月31日までの9年5ヵ月間となっております。図面につきましては45ページをご覧ください。

整理番号10番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆、〇〇〇〇㎡、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。現況につきましては畑、利用目的につきましては牧草畑、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成29年6月16日から平成33年12月31日までの4年5ヵ月間となっております。図面につきましては46ページをご覧ください。

尚、整理番号3番から9番の期間が平成7月24日及び29日となっております。これらの申請につきましては、現在集積期間中であります。本来であれば7月の総会に提案という形ではありますが、改選後の第1回総会ということもありまして、出来るだけ議案を少なく、と考えております。前倒しで今回の申請となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますので、ご参照お願ひいたします。以上雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。審議に入ります前に、10番高橋委員さんが、所用のため退席いたします。(高橋委員退席)

それでは審議に入りたいと思います。整理番号3番から10番まで継続でございますので、現地委員の報告を省略いたします。それでは質疑を受けたいと思いますが、その前に整理番号2番について、〇〇〇〇が農業委員会法第31条に該当致しますので、議長を〇〇〇〇に交代したいと思います。〇〇〇〇に議長を交代してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、芳賀代理を議長といたします。それでは芳賀代理お願ひいたします。
(議長交代)

議 長 それでは議案第128号の審議に入りたいと思います。整理番号2番については、〇〇

(芳賀代理) ○○さんが、農業委員会法第 31 条に該当致しますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 2 番について、現地委員さんの報告については、報告第
(芳賀代理) 79 号で報告いたしましたので省略いたします。整理番号 2 番について何かご質問ございませんか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、整理番号 2 番について決定いたします。○○○○の退席を解
(芳賀代理) 除いたします。議長の交代をいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 4 番 7 番について、○○○○さんが農業委員会法第 31 条
に該当致しますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 4 番 7 番について、何か意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、決定させていただきます。○○○○さんの退席を解除いたし
ます。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 1 番 3 番 5 番 6 番 8 番 9 番 10 番について、何かご意見ご
ざいますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、議案第 128 号を決定させていただきます。それでは日程 1
から 11 まで決定いたしました。日程 12、その他について事務局お願いいたします。

事 務 局 その他の部分ですが、「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及
び平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。お
手元に配布いたしました、別紙の方をご覧いただきたいと思っております。本件につきまして

は、農業委員会の活動という形で国から交付金を受けております。平成 28 年度におきましては機構集積も含めまして、4,372,000 円の交付金を受けており、そうした中で農水省の方から、全国の農業委員会に対して年間計画を立てて、それぞれの評価をするよう指導を受けおります。定められた様式でそれらを国の方へ報告する事が定められております。内容といたしましては、従前より行っている活動であり、国の方から言われている内容での計画、その計画に沿った評価といったものの提出を求められている関係上、今回のご提案とさせていただきます内容でございます。それでは、1 ページから簡単にかいつまんでご説明させていただきます。1 ページをお開きください。ここでは平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価でございます。1 ページでは、平成 29 年 3 月 31 日現在の農業委員会の状況としまして、農業の概要、農業委員会の体制でございます。続いて 2 ページでは、担い手への農地の利用集積、集約化といたしまして、実績を掲載しております。評価といたしましては、目標値を達成できていないが、農地の集約化等が図られている。今後とも活動を継続する。としております。3 ページにつきましては、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進としまして、28 年度では、参入はありませんでしたが、研修生の受入及び実習など実施など評価しております。また相談体制につきましては継続的に実施としております。続きまして 4 ページ、ここでは遊休農地に関する措置に関する評価になります。昨年 11 月の中旬に実施いたしました、農地パトロールや皆さんが行われております各地区での状況把握等の活動が該当になります。評価につきましては、各地区で状況把握等に努めているとしております。続きまして 5 ページです。ここでは違反転用への適正な対応の評価となっております。活動としましては、日常各地区での状況確認、状況の把握としております。評価につきましては、各地区での状況の確認、把握しているとしております。6 ページから 8 ページにつきましては、農地法等によります事務に関する点検となります。農地法に基づく許可事務、農地転用に関する事務など実績に基づきまして報告となっております。続きまして 9 ページです。9 ページから 11 ページにつきましては、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。この点検評価につきましては、平成 24 年度から始まった評価等でございますが、日常この評価以外にも、多くの業務を各委員さんが携わっている部分もあります。例年実績に基づいて基に各年度の活動計画を立てており、本年度も平成 28 年度の実績を踏まえての活動計画となっておりますので、ご承諾よろしく申し上げます。

以上ご説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご承諾いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 只今事務局の方から、28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということでそれぞれ説明がございました。何か意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 それでは決定いたします。休憩いたします。

議 長 (休 憩)
再開いたします。本日、日程 1 から日程 12 まで、全て決定させていただきました。これにて、第 36 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦勞様でした。

午前 11 時 24 分以上
顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 新 木 栄

議事録署名委員 吉 田 滋